

熊本県産業活性化資金（一般枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、次の(1)～(4)のいずれかを目的とする者とする。

- (1) 施設又は設備の近代化（店舗、工場等の新築又は改装、生活環境保全施設等の整備等）
- (2) ISO取得等による経営基盤の強化
- (3) 商品仕入等事業経営の安定化
- (4) 産学官連携による研究・開発

（資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、下表のとおりとする。

1 企業	設備資金	5,000万円	1 組合	設備資金	1億円
	運転資金	2,500万円		運転資金	5,000万円

（融資期間）

第4 融資期間は、下表のとおりとする。

設備資金	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
運転資金	1年以上5年以内（据置期間6か月以内）

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.90%以内

7年超 2.05%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

（保証料率）

第8 県補助後の保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第11 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金

融機関とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。